資料３

職場における化学物質による労働災害の事例（京都府内）

１．　社会福祉施設において、ノロウィルス感染防止対策のため、塩素系漂白剤を使用して食器を手作業で洗浄していたところ、両手が炎症を起こし、皮膚炎と診断された。
（休業１か月）

２．　ビルメンテナンス業において、水を張ったバケツに２種類の薬剤を混合して洗浄液を作成しようとしたところ、混合してはならない別の薬剤を誤って混合させたため、化学反応により薬液が飛散すると同時に塩素ガスが発生し、顔及び肺に化学熱傷を負った。
(休業７日)

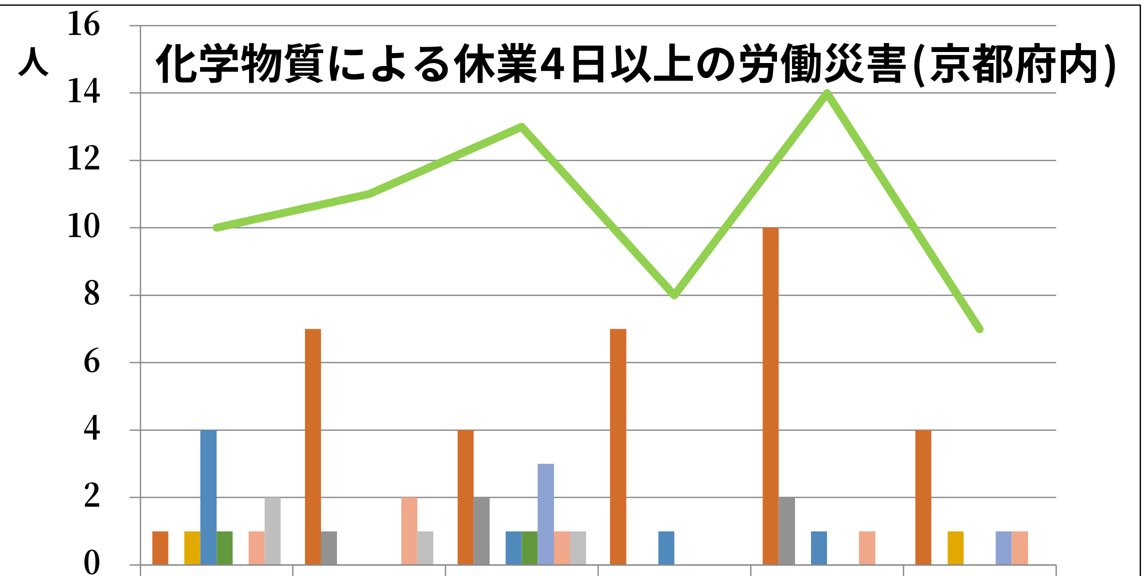

	平成31年/令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年速報
製造業	1	7	4	7	10	4
建設業	0	1	2	0	2	0
運輸業	1	0	0	0	0	1
商業	4	0	1	1	1	0
教育研究業	1	0	1	0	0	0
保健衛生業	0	0	3	0	0	1
接客娯楽業	1	2	1	0	1	1
清掃と畜業	2	1	1	0	0	0
合計	10	11	13	8	14	7